

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格消滅処分及び重度心身障害者手当返還請求に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求のうち、重度心身障害者手当受給資格消滅処分に係る審査請求（以下「本件審査請求1」という。）は棄却すべきであり、重度心身障害者手当返還請求に係る審査請求（以下「本件審査請求2」という。）は却下すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人の子である〇〇（以下「〇〇さん」という。）を名宛人として令和3年9月15日付けでした重度心身障害者手当受給資格消滅通知書（以下、同通知書を「本件処分通知書」といい、この通知書による処分を「本件処分」という。）及び同月24日付けでした重度心身障害者手当返還請求書（以下「本件返還請求書」といい、この請求書による請求を「本件返還請求」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

重度手当は、長女（〇〇さん。以下同じ。）の生活を維持する上で非常に重要なものである。請求人の妻も、コロナ禍による業

績不振により、勤務先を解雇され、厳しい家計の状況にある。

本件処分は、請求人の一時的な所得の増加（78,961円）によるものであると認識していたが、54万円の返還請求は、規定に基づいているとはいえ、高額な返還請求ではないかと考える。

「新型コロナウイルス感染症による特別定額給付金」による所得増というのであれば、この定額給付金の本来の給付理由を考えてみても、重度手当の消滅や返還が命じられるのは大変理不尽に思われる。

請求人の収入が所得基準額を超え、重度手当の受給資格が消滅すると区の担当者が説明してくれていれば、請求人は何らかの対策を検討することができた。しかし、この約1年間に受け取った重度手当は、長女の福祉用品や福祉サービス、福祉車両などの必要経費に充てており、返還の手立てがなく、そのうえ適切な説明を受けられない状況での本件返還請求は、請求人にとって厳しすぎるように感じる。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求1は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきであり、本件審査請求2は不適法であるから、同条1項の規定を適用して、却下すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 5月 12日	諮問
令和 4年 7月 29日	審議（第68回第2部会）
令和 4年 8月 26日	審議（第69回第2部会）
令和 4年 9月 30日	審議（第70回第2部会）

令和 4年10月28日	審議（第71回第2部会）
令和 4年11月25日	審議（第72回第2部会）
令和 4年12月23日	審議（第73回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### (1) 状況調査の実施

条例10条によれば、知事は必要があると認めたときは、重度手当受給者又は同居の親族に対し、報告や生活状況等の調査を行うことができることを定め、規則14条1号は、所得状況届について、毎年8月1日から同月末日までの間に提出させることとしている。

### (2) 支給要件

ア 条例2条3項は、重度心身障害者の各区分（以下(ア)及び(イ)）に応じ、当該区分に定める者の前年の所得（1月から10月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるときは、重度手当は、支給しないこととし、また、本件要領第2・1・(4)及び同5においても、これと同旨の規定がおかれている。

(ア) 20歳以上の重度心身障害者 当該重度心身障害者

(イ) 20歳未満の重度心身障害者 当該重度心身障害者の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害者の生計を維持するもの

イ 上記アの条例2条3項に規定する「規則で定める額」につ

いて、規則 3 条は、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。」とし、その所得の範囲については、規則 4 条により、法令の規定による非課税所得以外の所得とされている。

扶養親族等の数	金額
0 人	3, 604, 000 円
1 人以上	3, 604, 000 円に扶養親族等 1 人につき 380, 000 円（所得税法に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族にあつては 1 人につき 480, 000 円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）にあつては 1 人につき 630, 000 円）を加算して得た額

ウ 規則 5 条 1 項は、所得の額の計算方法について定める一方、同条 2 項は、市町村民税につき地方税法 314 条の 2 に規定する控除を受けた者について、社会保険料控除額に相当する額（同項 1 号）や控除の対象となった障害者一人につき 27 万円（特別障害者である場合は、40 万円）を控除する（同項 2 号）などを挙げ、同条 1 項の規定にかかわらず、同条 1 項の規定により計算された所得の額から控除するものとしている。

(3) 支給額

条例 3 条は、重度手当は月を単位として支給するものとし、

その額は一月につき6万円と定めている。

(4) 受給資格の消滅

条例7条は、受給者の死亡（1号）、条例2条に規定する支給要件を備えなくなったとき（2号）、重度手当の支給を辞退したとき（3号）のいずれかに該当するときは、受給資格が消滅するとし、受給者の受給資格が消滅したときは、規則10条により、当該受給者であった者に通知することとしている。

(5) 重度手当の返還

ア 条例、規則及び本件要領には、本件のような過支給となった重度手当の返還に関する規定は定められていないが、地方自治法（昭和22年法律67号。以下「自治法」という。）231条は、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」とし、自治法施行令159条は、歳出の過渡しとなった金額を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならないとしている。

これを受けて、東京都においては、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）22条1項により、「歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならない。」としている。そして、同規則25条1項は、歳入を徴収しようとするときは、納入者に対して納入の通知をしなければならないとし、同条2項により、「前項の納入の通知は、納入通知書を作成し、これを納入者に送付して行う。」としている。

イ なお、条例8条には、「偽りその他不正の手段により（重度）手当の支給を受けた者」があるときは、処分庁は、当該重度手当をその者から返還させることができるとし、規則1

2条には、その返還に必要な手続の定めがおかれている。

(6) 行政不服審査法に基づく審査請求

行政不服審査法2条にいう「行政庁の処分」とは、行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に関する解釈と同様であると解され（小早川光郎・高橋滋編著「条解 行政不服審査法（第2版）」（令和2年・弘文堂）17頁）、行政庁による公権力の行使として行われる国民の権利義務の範囲を形成しまたはその範囲を具体的に確定する行為をいうものとされている（最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決）。

2 本件審査請求2についての検討

本件返還請求は、〇〇さんが条例7条2号の規定により受給資格が消滅していたにもかかわらず支給され続けていた重度手当を過払いであるとして、返還を求めているものである。

ところが、本件返還請求書をみると、その左上に「第7号様式（第12条関係）」と記載されていることが認められる。ここで「第12条」とは規則12条のことであり、同条による返還については、条例8条に規定されている「偽りその他不正の手段により重度手当の支給を受けた者があるときは、知事は、当該手当をその者から返還させることができる。」場合であるとされる（1・(5)・イ）。

しかし、本件返還請求に至った経緯によれば、訂正前の所得状況届の特定扶養親族等の合計数の記載誤りにつき、条例8条に規定されているような、〇〇さんの責に帰すべき理由は認められないのであるから、本件返還請求を同条に基づく「行政庁の処分」とであると認めることはできない。

そうすると、本件返還請求は、本件処分により生じた返還金について、自治法231条等に基づき納入を求めたものに過ぎない

のであるから、それ自体、請求人の「権利義務の範囲を形成しまたはその範囲を具体的に確定する行為」、すなわち「行政庁の処分」ということはできない。

以上のことからすれば、本件返還請求を不服として提起された本件審査請求2は、行政不服審査法に基づく不服申立ての対象とすることができない事項を対象としたものといわざるを得ず、不適法なものとして却下を免れない。

ところで、請求人が本件返還請求に対して審査請求を行ったのは、処分庁が誤って本件返還請求書を用い、本件返還請求に対し審査請求ができる旨を教示していたためとみられるが、処分庁は今後このような過誤がないように十分留意すべきである。

### 3 本件審査請求1についての検討

#### (1) 本件処分についての検討

まず、上記1の法令等の定めをもとに、本件所得状況届の記載内容をみると、〇〇さんは20歳未満であることから、所得については同人の扶養義務者等である請求人の所得を確認する。

規則4条に基づく請求人の令和元年度の所得額は4,922,961円であり、この所得額から規則5条1項に基づく社会保険料等相当額80,000円及び同条2項2号に基づく特別障害者控除400,000円を控除した額（控除後の所得額）は4,442,961円であることが認められる。

次に、規則で定める額についてみると、請求人の扶養親族等の数は2人であるが、この中に同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族、特定扶養親族及び控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）はいないことから760,000円（380,000円×2人分）の加算となり、規則で定める額は4,364,000円であることが認められる。

そして、処分庁は、請求人の控除後の所得額は4,442,

961円である一方、規則で定める額は4,364,000円となることから、控除後の所得額が規則で定める額を78,961円超えていることを確認し、条例2条3項2号に定める支給要件を満たさないとして、条例7条に基づき本件処分を行い、規則10条に基づき、〇〇さんを名宛人とした本件処分通知書を送付したことが認められる。

以上によれば、本件処分は上記1の法令の規定に則ってなされたものということができ、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分に係る請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分が違法又は不当であると主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに則って適正になされたものと認められることは上記(1)のとおりであり、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

よって、この点についての請求人の主張には理由がないというほかはない。

(3) 本件処分に係る請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来



別紙（略）